

「不当な差別的取扱い」

【福祉サービス】

具体例

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 知的・身体障がい】

福祉施設で吐き戻しをしてしまったら、障害特性による症状であることを考慮されず帰宅させられました。さらに、吐き戻しを理由に午前みのサービス利用を提案されました。このような対応に至るまでに家族への説明や協議は十分にされていません。施設の利用制限に対応していただけないでしょうか。

(2) 経過および結果

福祉施設に事情を確認して、ご家族、当該事業所、相談支援事業所、障害福祉課とで話し合いの場を持ちました。福祉施設から、午前みの施設利用の提案をした理由（感染リスクや相談者の体調への配慮など）を聞き、不信任を抱かせてしまったと謝罪がありました。今後は対応の改善や十分な説明を行うと説明がありました。

【相談を受けた機関：市町障がい福祉課】

具体例 2

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 その他】

B型事業所で通常は3万円の工賃のところ、生活保護を受給しているという理由で、所得調整のため、事業所から賃金の上限を15,000円と決められました。工賃が減額されるのは理不尽ではないでしょうか。

(2) 経過および結果

(2) 経過および結果

現在の環境や状況など話されたため、傾聴に努めました。不動産屋の対応が差別に当たる可能性があると話しましたが、この件に関してはそれ以上の対応を望まねず、引き続き困った時に話を聞いてほしいとのことでした。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

「合理的配慮の提供」

【小売り・飲食・宿泊等サービス】

具体例

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

スーパーに、シニアカーの店内利用を認めるようお願いしましたが、過去に店内で電動車椅子による事故があったのでと認められませんでした。市からもシニアカーで買い物ができるようスーパーに伝えていただけないでしょうか。

(2) 経過および結果

スーパーに相談があったことを伝えて、シニアカーでの買い物について確認しました。過去に店内で事故が発生したため、本社より店内でのシニアカーの利用はできないと指示を受けているとの回答でした。

シニアカーを利用する方には、店舗で貸し出している車椅子に乗り換えて、可能な範囲で店員が補助しますとも回答がありました。スーパーからの話を相談者にお伝えしたところ、相談者がスーパーから説明された時は車いすに乗り換えると説明がなかったので、「再度スーパーに確認します」とのことでした。

【相談を受けた機関：市町障がい福祉課】

具体例 2

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

足が不自由なため、オートバイ型のセニアカーを利用していますが、近所のスーパーでセニアカーでの入店を断られてしまい、困っています。

お店の方に買い物の手伝いなどお願いできないでしょうか。

(2) 経過および結果

「セニアカーは電動車いすの扱いで、道路交通法では歩行者としてみなされる。商業施設を利用する時は、施設管理者の指示に従うこと」となっていると説明するとともに、相談者に了承を得て、店側に状況を確認しました。店側の話では、「店内の通路の広さが十分ではないため、入店は断っている。店員の手が空いている時は買い物の手伝いができるが、確約はできない」とのことでした。相談者に店側の話伝えて、他店で実施している電話やネット注文で買い物できることなども紹介しました

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

【教育】

具体例

- (1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 病弱】
※令和3年度上半期から継続的な相談

子どもは、吸痰や胃ろうなど医療的なケアが必要です。小学校入学に際し医療的ケアサポーターを配置していただけないでしょうか。また、他の児童と同じものを食べられるよう給食をペースト状にいただけないでしょうか。

- (2) 経過および結果

保護者の負担軽減を考え、医療的ケアサポーター（学校看護師）を配置しました。安全確保の点から給食室ではペースト食調理ができないことを理解いただき、週2日はご家族が作成したペースト食を、週3日は栄養剤を医療的ケアサポーターが注入をすることで学校生活をスタートしました。4～7月は、子どもさんの不安軽減のために、医療的ケアサポーター配置と、ご家族にも別室で待機していただきました。9月からは保護者が学校を離れられる時間が増えています。医療的ケアサポーターが休みの日は、保護者に子どもさんのケアをお願いしています。6月からは巡回看護師を配置し、保護者の負担の軽減を図っています。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 2

- (1) 障がい者（側）からの申し出【障がいの種別 肢体不自由、知的障がい】
※令和3年度上半期から継続的な相談

子どもは吸痰が必要であり、胃ろうもあります。小学校入学に際し医療的ケアサポーターの配置をしていただけないでしょうか。また、小学校1年生の教室は2階になる可能性が高いので、車椅子を使用している子どもが安全に移動できる階段昇降機も配置していただけないでしょうか。

- (2) 経過および結果

保護者の負担軽減を考え、入学時から医療的ケアサポーターを配置しました。安全確保の点から給食室ではペースト食調理はできないことをご家族にも理解いただき、週2日はご家族に作成いただいたペースト食を、週3日は栄養剤を医療的ケアサポーターが注入することで学校生活をスタートしました。階段昇降機についても、新しく作る車いすに合うか確認して配置しました。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 3

- (1) 障がい者（側）からの申し出【障がいの種別 視覚障がい】
※令和3年度上半期から継続的な相談

子どもは先天性全色盲、弱視、羞明があります。地域の小学校入学に際して、できるだけ子どもが学びやすい環境にしてほしいと願っています。

- (2) 経過および結果

盲学校にも相談しながら、入学時に書見台を配置しました。拡大読書器等は盲学校から借用して状況を確認してから市での購入を検討しています。子どもさんにとって学びやすい環境ができ、ご家族も安心している様子です。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 4

- (1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚言語障がい】
※令和3年度上半期から継続的な相談

子どもは先天性難聴による聴力障害があるので、小学校入学に際し、デジタルワイヤレス補聴補助システム（ロジャー等）を貸し出していただけないでしょうか。

- (2) 経過および結果

市では聞こえの程度や、身体障害者手帳の取得状況等でデジタルワイヤレス補聴補助システムの貸し出しを行っています。子どもさんは対象にならないのですが、周りの子どもたちの声を聴きやすくするためのマイク型送信機の配置を検討しており、11月に配置予定です。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 5

- (1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 知的障がい】
※令和3年度上半期から継続的な相談

子どもは運動・精神発達遅滞があるので、階段を一人で登れないなど移動をする時に危険があり、怪我をしないか心配しています。小学校入学に際して、しっかりと大人が見守っていただくことはできないでしょうか。

- (2) 経過および結果

階段で手すりを使って自分で昇降する際に、担任や介助員が見守っています。引き続き、安全確保の為に見守りを続けていきます。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 6

- (1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】
※令和3年度上半期から継続的な相談

子どもは身体に麻痺があるので、小学校入学に際して、腕や体の保持をしやすくするよう、カットアウトテーブルや、ひじつき椅子等を用意していただけないでしょうか。

- (2) 経過および結果

必要に応じてカットアウトテーブル、ひじつき椅子を使用しています。現在は、特別支援学級に設置していますが、通常学級に移動させて使用する場合があります。引き続き使用していきます。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 7

- (1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 内部障がい】
※令和3年度上半期から継続的な相談

子どもは、現在小学校で医療的ケアサポーターに見守られながら自分で導尿をしています。小学校の修学旅行の際にも、医療的ケアサポーターが同行していただけないでしょうか。

- (2) 経過および結果+

医ケアの勤務を調整し、修学旅行に同行しました。引き続き医療的ケアサポーターを配置し、見守りを続けながら段階的に自立を目指していきます。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 8

- (1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 発達障がい】
※令和3年度上半期から継続的な相談

子どもには読字と書字の障害があります。中学校の定期テスト等で合理的配慮をしていただけないでしょうか。

- (2) 経過および結果

前年度同様の合理的配慮を行っています。

テストの問題用紙と回答用紙を蛍光ペンで色分けしたことで問題と回答欄の違いが分かりやすくなり、プリント等にルビをつけることで、文が読みやすくなった様子です。文字の書き間違いへの配慮を行うことも、一定の安心感につながっているようです。今後も高校入試での合理的配慮を確認しながら、試験で受けられる合理的配慮と対応する形で継続していきます。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 9

- (1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 発達障がい】

書字障がいのある子に、学校の授業や受験の際の配慮をお願いできないでしょうか。

- (2) 経過および結果

関係団体からの相談でした。学校教育に関するご相談なので、市もしくは県の教育委員会を紹介させていただきたいこと、その際はご本人かそのご家族から直接ご相談させていただきたいとお願いしました。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

具体例 10

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 色覚障がい】

色覚障がいの子どもは、黒板の文字や採点のペンの色などが見えにくいと言っています。それが原因か、最近学校に行きにくい様子です。学校には様々な子どもがいることを考慮して、色覚障がいに対応したチョークの使用など考えてもらえないでしょうか。

(2) 経過および結果

学校教育に関することなので、市もしくは県教育委員会にご相談いただきたい旨説明しましたが、県からそれぞれの学校に伝えてほしいとのことでした。県教育委員会にご相談内容を伝え、対応をお願いしました。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

具体例 11

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 知的障がい】

重度の知的障がいのある子どもの就学前健診を受けるにあたり、担当者の頑なな対応に腹立たしい思いをしました。規定などがあるとは思いますが、もう少し柔軟な対応をしてもらえないでしょうか。また、事前に予定がわかるよう、入学前の1年間のスケジュールをフロー図などで示していただくことはできないでしょうか。

(2) 経過および結果

教育に関するご相談であることから、県教育委員会につながりました。

後日担当部署から、「障がいのある子どもさんやその親御さんに対し、寄り添う対応をすること」など担当課に話し、特別支援課にも共有したこと。市町担当者への研修にも取り入れることなどを相談者に伝えたと報告がありました。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

具体例 12

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 発達障がい】

大学入学時から、試験の際に最後部の席に座るなど配慮を受けてきましたが、4年生の4月から事務担当者が変わったことにより、配慮を受けるための申請が煩雑になり、成績にも大きく影響してショックを受けています。事務担当者に性格についてもひどいことを言われるので、担当者を代えてほしいと思っています。

(2) 経過および結果

状況を聞く限り、事務担当者の対応には問題があると感じました。どのような対応が考えられるか、さらに具体的なお話を聞かせていただきたいとお願いしました。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

具体例 13

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 知的障がい】

子どもは重度の知的障がいがあります。来年度特別支援学校に入学するため、就学前健診について、合理的配慮を希望しましたが聞いてもらえず、入学のための教育相談についても、直前に、必ずその日に来るようにとのことでした。代替案で対応いただきましたが、担当者には障がいを理解し、寄り添った対応をしていただけないでしょうか。

(2) 経過および結果

市町教育委員会担当課へ相談内容を伝えました。市町教育委員会は、健診の順番の変更等や合理的配慮を行うとともに、担当者には今後はしっかりと相手の話を聞き、対応するよう注意喚起を行いました。

【相談を受けた機関：県教育委員会】

【交通機関】

具体例

- (1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

市のコミュニティバスで病院に行く際、年配の女性から段差のある上の方へ乗るように言われました。足が悪いのに無理をして乗りましたが、降りたいバス停に着いた時には足がしびれて動かず、ベルを押しても運転手が忙しそうに気づいてもらえませんでした。二度とバスには乗りたくないと思いました。

- (2) 経過および結果

コミュニティバスの担当課を紹介すると、相談者自ら相談するとのことでした。後日担当課からバスの運行会社に相談が伝えられたそうです。

【相談を受けた機関：市町人権センター】

【情報保障】

具体例

- (1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

職場の資格に関する研修会を受講するため、情報保障者（手話通訳、要約筆記）を同行しますが、他に配慮いただけることをお聞きしたいです。

- (2) 経過および結果

研修の主催者に聞こえない方への合理的配慮を確認しました。

「研修は、『動画事前視聴（ユーチューブ）』と Zoom にて『確認試験、グループワーク』をするので、主催者側で情報保障者を配置します」とのこと。

他にも聞こえない方への配慮の例を研修の主催者に示したところ、相談者と

主催者で必要な配慮などを確認しあい、対応いただきました。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

具体例 2

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 聴覚障がい】

(メールによるご相談)

手続きのために情報保障者（手話通訳・要約筆記）を同行して行く旨を公的機関に伝えたら、担当者から情報保障者を同行する際の条件を提示されました。実質的に情報保障者を同行できない状況になったうえ、最終的に担当者が私の意思を確認しないまま「通訳は不要」と決めてしまいました。このような差別的な言動に注意・指導をしてください。

(2) 経過および結果

相談者の了承を得て、公的機関に状況を確認しました。公的機関は情報保障の必要性を理解し、情報保障者を同行する際の条件を一部了承しました。公的機関からの回答を相談者に伝えましたが納得されず、メールでのやり取りでは限界を感じたため、直接お会いして説明し、当該公的機関を所管する人権相談の窓口につなぐことで了承いただきました。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

【その他の分野】

具体例

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 視覚障がい】

専門学校(A)入校の際に、機械で検査をされると言われました。機械を使用しない方法での検査を希望しましたが、できないと言われて入校できませんでした。これは差別ではないでしょうか？

(2) 経過および結果

専門学校の関係機関に確認したところ、「機械で検査ができない方には機械を使用しない方法で検査をするようにと周知している」とのことでした。また、他の専門学校では、機械を使用しない方法による検査もできると確認できたため、相談者に伝えました。

相談者の意向で、専門学校(A)には相談があったことを伝えず、他の専門学校への入校を考えるとのことでした。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

「環境の整備」

【交通機関】

具体例

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 視覚障がい】

市の視覚障害者協会から「国道165号線の交差点（2カ所）に高度化PICS信号機の設置をして欲しい。」との要望がありました。

(2) 経過および結果

現時点では、要望のあった国道に高度化PICSの整備予定はありませんが、必要と認められる場所に順次視覚障害者用付加装置の整備を検討しています。整備効果の検証や、今後の整備について検討を行います。

【相談を受けた機関：県警本部】

具体例

(1) 障がい者（側）からの申し出 【障がいの種別 肢体不自由】

国道23号線に、歩道がなく、外側線が建物ギリギリに引かれているところがあります。歩行者が通行しにくく、私のように車椅子を使用する者にはさらに危険です。この道には横断歩道もないため、設置いただけないでしょうか。

(2) 経過および結果

相談者、鈴鹿市、鈴鹿警察署で現地を確認して、横断の際、待機するための路肩の幅が十分でないことを確認して、横断歩道の設置ができないことを説明しました。

【相談を受けた機関：県警本部】